

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01465

研究課題名（和文）移住のグローバル正義論の構築に向けた政治哲学的研究

研究課題名（英文）A Philosophical Inquiry on a Construction of a Global Theory of Migration

研究代表者

白川 俊介（Shirakawa, Shunsuke）

関西学院大学・総合政策学部・准教授

研究者番号：50737690

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、まず、リベラル・ナショナリズム論から理論内在的に導き出されるグローバル正義論に関して、とりわけその動機という観点からみて適切なグローバルな正義の「資源」は何かという点について、ケアの倫理を補助線にしつつ、考察した。そして導き出されたグローバルな正義論の観点から、人の移動や人の国境を越える「移住」について、「受け入れ」という事象のみならず、「出国」/「退出」という事象も念頭に置きながら、包括的な理論構築を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、これまで移民正義論は移民の「受け入れ」という観点を中心に論じられてきたのに対して、「退出」という面からの考察を取り込み、より包括的に「移住」に対してアプローチしている点である。また、本研究の知見は、とりわけ移民や難民の受け入れについて、特に極右的なポピュリズムや排外主義が台頭しているという現実の政治社会の状況について、人の移動が社会にそもそもどのようなインパクトをもたらすのか、ナショナリズムは問題であるのかといった点から規範的な見地からの熟慮を迫る点で社会的にも意義がある。

研究成果の概要（英文）：In this research, I first examined a theory of global justice which could be intrinsically derived from the theory of liberal nationalism, especially in terms of the motivation for global justice, and what are the appropriate “resources” for global justice, using the ethic of care as an auxiliary line. From the perspective of the derived global justice theory, a comprehensive theory of human mobility and “migration” across national borders was developed, taking into consideration not only the event of “acceptance” but also “exit.”

研究分野：政治哲学

キーワード：リベラル・ナショナリズム コスモポリタニズム グローバル正義 移民正義

1. 研究開始当初の背景

これまでに筆者は、主として「リベラル・ナショナリズム論」を手がかりにして、多文化共生世界のありかたについて、規範的な観点から論じてきた。すなわち、リベラル・ナショナリズム論に基づけば、多様なネイションが独自の文化的属性を基盤にした政治社会の構成原理を構想できる条件、つまり国民建設の条件を整え、同時に、国民建設の過程から排除されやすい少数者や弱者に対して政治的に配慮することによってはじめて、多文化共生は実現される。筆者は、このような多文化共生のあり方を、「棲み分け型」の多文化共生世界の構想と名付け、その規範的な妥当性を論じてきた。また、公正な「棲み分け」が成り立つには、「多様なネイションが独自の文化的属性を基盤にした政治社会の構成原理を構想できる条件」が整わなければならないが、現代世界は、いわゆる「第三世界」の人々の極度の貧困の問題など、そうした条件の成立を阻害する「グローバル正義」の義務を惹起する問題で溢れている。だが、リベラル・ナショナリズム論は、理論内在的に妥当な「グローバル正義」論を導き出せていない点を詳らかにしてきた。

しかし、かかる研究を遂行するなかで、筆者はグローバル正義研究におけるある「偏り」に問題を感じるようになった。それは、グローバル正義研究がもっぱら「財の配分」の問題に焦点を当ててきたということである。無論、現代リベラリズムにおける「正義論」は「財の配分」の問題を中心に扱ってきたのであり、グローバル正義論も基本的にはその延長線上にある。ゆえに、グローバル正義に関する哲学的論争も、一つには、国際社会が国内社会と同様に「正義の環境」であるかをめぐるものであった。だが、ここ数十年で国境の垣根が著しく低下するなかで、「財」だけでなく、「人」も激しく移動するようになった。そして、「人の移動」(移住)もグローバル正義に直結する問題である。というのも、それはたとえば、貧困国の人々が窮状から抜け出す一つの重要な手段だからである。ゆえに、グローバル正義は「財の配分」だけでなく、「人の(国境を越える)移住」という現象とも密接に関わる。だが、グローバル正義論は近年まで、「移住」にさほど関心を寄せてこなかった。

もちろん、グローバル正義論の文脈で「移住」が論じられていないわけではないが、その場合は概して、富裕国にはグローバル正義の義務として貧困国の人々を「受け入れる」義務があるかどうか、という文脈で論じられる。しかしながら、移民の「受け入れ」という観点のみから「移住」とグローバル正義について論じるのは実のところ片手落ちである。というのも、移民を「受け入れる」(immigrate)ということは、対になる現象として、移民の「退出」(emigrate/exit)という現象が生じているわけだが、この「退出」がしばしば「人権保障のジレンマ」を引き起こすからである。例えば、貧困国のエリート層が人権としての「移動の自由」を行使し、別の国に移動することで、エリートに出て行かれてしまった貧困国の人々の人権状況がますます悪化するというジレンマであり、それはとりわけ医者や看護師などの医療従事者のいわゆる「頭脳流出」において顕在化する。

そうすると、近年のグローバル正義論においては、いわゆる「コスモポリタン」も「コミュニタリアン」も「人権の保障」というグローバル正義の義務にはある程度同意する傾向があるが、こうした議論では、上述した「移住」(特に「退出」)が引き起こす「人権保障のジレンマ」にうまく対処できない。したがって、「移住」の問題を「グローバル正義」の観点から、しかも、もっぱら「受け入れ」に焦点を当てるのではなく、「退出」を含めてより包括的な観点から論じ直す必要があるだろう。

さらには、現実政治の問題としても、ナショナルな言説に基づく移民排除論がとりわけ欧米社会において活発化してきている。リベラル・ナショナリズム論はもちろん、そのような移民排除論を是認しないのだが、リベラル・ナショナリズムの議論は、そのうわべだけを見れば、移民排除論を肯定しているように読めるところに問題があり、リベラル・ナショナリスト自身も、この点について実のところ理論的に突き詰めた説明を与えることができていない。ゆえに、理論的にも現実政治とのかかわりでも、リベラル・ナショナリズム論の見地から「移住のグローバル正義論」の構想を示す必要がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、リベラル・ナショナリズム論に依拠しつつ、「移住のグローバル正義論」を導き出すことにある。かかる研究の学術的独自性および創造性は、次の二点にある。第一に、理論的分析枠組みであるリベラル・ナショナリズムそれ自体の批判的陶冶を試みる点である。リベラル・ナショナリズムは理論内在的に妥当なグローバル正義論を導き出すことに成功していない。例えばデイヴィッド・ミラーのように人権の保障をグローバル正義の基底に据えるのは、上述した「人権保障のジレンマ」を免れえず、「移住」の規範的な分析枠組みとしては難がある。さらには、そもそも、かかるグローバル正義の論じ方は、実のところ理論内在的に導かれるものではない。したがって、リベラル・ナショナリズム自体を陶冶する必要がある。第二に、上記のように、グローバル正義論は「移住」を論じる上で、もっぱら「受け入れ」という局面に着

目してきたが、本研究は「退出」も含めてより包括的に扱う点で独自性がある。英米圏の政治理論・哲学において、ごく最近になって、人の移動の「退出」の局面が注目されだしてはいるが、そうした研究はむしろ「退出」という局面だけに光を当てるものとなっており、「受け入れ」と「退出」を包括的にグローバル正義論との関連で論じたものは、管見のかぎりでは今のところ見当たらないように思われる。

3. 研究の方法

本研究は次の2つの観点から遂行される。

(1) 理論的な予備的考察：リベラル・ナショナリズム論のグローバル正義論の批判的陶冶

リベラル・ナショナリズムは理論内在的に妥当なグローバル正義論を導き出すことに成功していないため、まずは分析枠組みとしてのリベラル・ナショナリズム論を批判的に陶冶する必要がある。その補助線となるのは「ケアの倫理」である。リベラル・ナショナリズム論は、正義原理を下支えするものとして、同胞ネイションが有する情緒的紐帯を重視する。この点は、実のところ「ケアの倫理」と親和的な部分がある。そこで、近年の「ケアの倫理」を起点にグローバル正義を論じる研究成果を参照しつつ、ナショナルな情緒的紐帯の性質を再解釈し、それが一般に考えられているような同胞に対する内向きの連帯のみならず、外部の他者に対する連帯意識の契機となりうることを示し、それがグローバルな正義原理を下支えしうることを明らかにする。

(2) 移住にかかわる哲学的課題についての考察

上の理論的な予備的考察を踏まえ、リベラル・ナショナリズム論の観点から妥当な「移住のグローバル正義論」を導き出すために、次の2つの関連する課題に取り組む。まず、貧困国は「出国」(emigration)をいかに制限しうるのかという問題と、富裕国は「受け入れ」(immigration)をいかに制限しうるのかという問題である。これらは、上述した「人権保障のジレンマ」を引き起こす状況を念頭においている。ここでは、富裕国はいかなる条件のもとで「受け入れ」を制限する道徳的義務を負うのか、あるいは、いかなる条件のもとで、貧困国は「出国」を制限できるのかを明らかにし、「人権保障のジレンマ」は一定の条件のもとで解消されうると論じる。これらから派生するものとして、なぜ「国家」に「移住」を管轄する権限があるのか、という問題がある。人の移動を制約する主体は国家であるが、なぜ国家にそれが可能なのか。「ネイション」と「ステイト」のあるべき関係性をリベラル・ナショナリズムの観点から論じ、国家の道義的存在理由を明らかにする。

さらに、グローバルな正義の問題は、国家だけの問題ではなく、国際社会の経済社会的構造の問題である。そこで、かかる構造的不正義を是正する方策として、他の資本と同様に、「移住」をある意味で管理する必要性が生じるだろう。そこで、資本に関する「グローバル・ガバナンス」の一つの方策として近年脚光を浴びている「世界税」の構想に着目し、グローバルな格差の是正に資するような移住に対するグローバルな課税のありかたを規範的な観点から明らかにする。これらの成果を踏まえて、そもそも「移動の自由」とは何を意味するのかを問い直し、「移動の自由」とは、単に「移動する」自由を意味するのではなく、そこに「留まる権利」があってこそ享受できる自由であることを哲学的に詳らかにすることで、移住のグローバルな正義論の観点から導かれる義務とは、移動の自由の無制約な奨励ではなく、まず人がそこで「留まる権利」を享受できる状態にする義務であることを明らかにした。

4. 研究成果

本研究では、まずリベラル・ナショナリズム論の理論的陶冶という点については、特にそのグローバル正義論に対する含意という点で、リベラル・ナショナリストが理論整合的にグローバル正義論を論じていないという点を指摘して、彼らの議論から理論整合的に導かれる説明を、とりわけ「動機づけ」の問題(motivation gap)と絡めながら、一定程度提供できたものと考えた。「動機づけ」の観点からグローバル正義論を考えるというテーマは、比較的最近の議論ではあるが、それは特に「コスモポリタニズム」をどのように深化させるのかという議論と結びついてきた。本研究は、それら既存の研究と関心を同じくするものの、むしろナショナリティや個別性という観点を基盤に据えて、グローバル正義論について論じようとしたところに、学術的な意義があると見える。

また、移民正義論との関連では、「受け入れ」や「入国」のみならず「退出」や「出国」という事象にも着目しつつ、より包括的に移民正義論を論じることに寄与することができた。特に「自決」や「国家の裁量権」の正当性という観点から受け入れおよび退出について規範的に分析し、自決の意義と限界について明らかにすることができた。そのうえで、この「限界」あるいは正当化根拠の不足について、それをどのように補うべきかという点について、「制度的コスモポリタニズム」の観点から分析し説明する道筋をつけることができた。一般にリベラル・ナショナリズム論は制度的なコスモポリタニズムとは理論的に折り合いが悪いと考えられてきたが、この両者の架橋可能性を考察することは、「コスモポリタン＝コミュニタリアン論争」の突破口を

探る一つの手がかりになると考えられる点で、本研究は学術的に意義があるといえるだろう。

これらの研究成果の一部は、『政治哲学 グローバル化のなかの共生倫理を考える』の執筆過程において取り込むことができたが、研究成果全般については、今後近いうちにとりまとめ、出版予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 白川俊介	4. 巻 64
2. 論文標題 ナショナリティの政治哲学序説 「人と人との共生」のための規範理論の構築に向けて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 総合政策研究	6. 最初と最後の頁 95-110
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 白川俊介	4. 巻 19
2. 論文標題 健康格差・頭脳流出・グローバル正義 「退出の権利」に対する制約の正当化に関する一考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 政治思想研究	6. 最初と最後の頁 123-152
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 白川俊介
2. 発表標題 リベラリズムと「非合理的なるもの」 世代間正義を手がかりに
3. 学会等名 西方政治理論研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 白川俊介
2. 発表標題 領土の一体性と国境管理 自決理念の検討を手がかりに
3. 学会等名 移民の政治理論研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 白川俊介
2. 発表標題 「ナショナリズムの復活」に関する規範的考察 政治哲学的観点から
3. 学会等名 日本国際政治学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 白川俊介
2. 発表標題 ナショナリズムの「復活」は問題なのか？ 権威主義的エスノポピュリズムの発生要因についての考察を手がかりに
3. 学会等名 九州大学政治研究会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 マーガレット・ムーア、白川 俊介	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法政大学出版局	5. 総ページ数 388
3. 書名 領土の政治理論	

1. 著者名 錦田愛子（編）白川俊介（著）「リベラルな社会はいかなる意味で多様な集団に対し『寛容』でありうるか 『中立性』概念の検討を手がかりに」（第3章：90-109頁）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 280
3. 書名 『政治主体としての移民／難民 人の移動が織り成す社会とシティズンシップ』	

1. 著者名 白川俊介	4. 発行年 2024年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 207
3. 書名 政治哲学 グローバル化のなかの共生倫理を考える	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------